

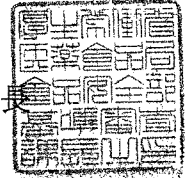
資料 4

食安基発 0704 第 1 号

平成 25 年 7 月 4 日

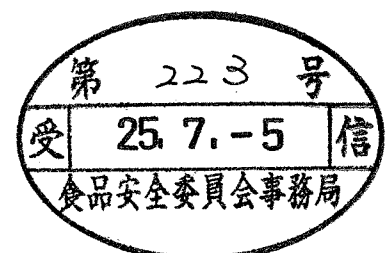
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

平成 24 年 6 月 1 日付け府食第 542 号により平成 25 年 6 月末までに提出するよう依頼のありましたクエン酸三エチルの食品健康影響評価に係る補足資料について、別添のとおり遅延する旨の理由書を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。



(別紙)

【提出遅延理由】

クエン酸三エチルの要求事項のうち、1及び2の事項に関しましては、調査中であり、回答書の作成に更なる時間を必要とします。

なお、3の事項に関しましては、1及び2の事項の取りまとめ等の作業に併せ提出します。

今後の対応については、引き続き速やかに対応します。

補足資料要求事項（平成24年6月1日付け府食第543号）

- 1 使用基準案のもととされている米国及び欧州連合における使用基準の根拠、経緯等を確認し、報告すること。
- 2 使用基準案において言及されているグリセリン二酢酸エステル、グリセリン三酢酸エステル又はプロピレングリコールについて、使用基準改正の必要性を検討し、報告すること。
- 3 上記1～3に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。